

環循規発第 1903283 号  
環循施発第 1903281 号  
平成 31 年 3 月 28 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について  
(通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下、「PCB 廃棄物」という。）の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

低濃度 PCB 廃棄物については、主に廃重電機器等について、処理が進められてきたところであり、その廃重電機器等における PCB 汚染物の該当性の判断については、これまで「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」（環廃産発第 040217005 号）において通知した考え方によつて、判断がなされてきたところである。

そうした中、昨今では塗膜くずを中心として多様な低濃度 PCB 汚染物の処理が進められており、低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準について一部不明確であったことから、自治体の判断が分かれていることなどが課題となり、PCB 廃棄物の適正な処理の推進において支障となってきた。

こうした背景を踏まえ、環境省では、「平成 30 年度低濃度 PCB 廃棄物の適正処理推進に関する検討会」及び「第 26 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において、これまで通知によって判断基準が明確化してきた廃重電機器中に使用された絶縁油以外の低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準について検討を行い、下記の通り基本的な考え方をとりまとめたので通知する。

記

1. PCB 廃棄物の処理においては、処理物の判断基準の設定において考慮されているリスクの考え方方が基礎となっているため、低濃度 PCB 汚染物の該当性判断基準の設定についてはこの考え方を踏襲し、別表のとおり原則として処理物の判断基準と同じ数値を

低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準とする。

2. 上記 1. に加えて、例外的に、塗膜くずに代表されるような PCB を含有する廃棄物であり、PCB を含む油が自由液<sup>(注)</sup>として明らかに存在していない場合については、PCB の含有濃度が 0.5mg/kg 以下となる場合は、低濃度 PCB 汚染物に該当しないものと判断するものとする。こうした PCB を含む油が自由液として明らかに存在していない場合としては、塗膜くず、少量の低濃度 PCB 汚染油が染み込んだもの(紙くず、木くず又は纖維くず)等とする。
3. 既に当省より発出した「重電機器等からの微量の PCB が検出された事案について」(環廃産発第 040217005 号)において、低濃度 PCB 廃棄物の該当性判断基準が示されている廃重電機器については、従前通りの基準を適用する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条の 4 第 5 号ル(9)において定める特定の工場又は事業場で排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについても、従前通りの運用とする。
4. 分析方法については、別表に提示したものとする。ただし、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法(第 3 版)」(平成 29 年 4 月環境省)で示す方法については現時点では準用するものとし、一部、検出下限値の設定等について環境省で検討し、今後通知する。

注：PCBを含む油が染み込み又は付着した廃棄物から、PCBを含む油が染み出し又は脱離して、液体状態として確認できるもの。

以上

(別表)

対象	形態	卒業基準	PCB 汚染物ではないことの判断基準	分析方法
廃油	当該廃油に含まれるもの	0.5 mg/kg以下	同左	・告示第 192 号（注 2）別表第二 ・告示第 192 号別表第三の第一 ・簡易測定法マニュアル（注 3）
廃酸、廃アルカリ	当該廃酸、廃アルカリに含まれるもの	0.03 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号（注 4）
廃プラ	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg/kg 超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
			含有濃度 0.5mg/kg 以下（注 1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（注 5）を準用
金属くず	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg/kg 超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
陶磁器くず	付着したものの	0.5 mg/kg 超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
紙くず	塗布され、又は染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・告示第 192 号別表第四
			含有濃度 0.5mg/kg 以下（注 1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法を準用
木くず、繊維くず	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・告示第 192 号別表第四
			含有濃度 0.5mg/kg 以下（注 1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法を準用
コンクリートくず	付着したものの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号
汚泥	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号
			含有濃度 0.5mg/kg 以下（注 1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法を準用
その他		検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号

注 1 : PCB を含む油が自由液としては明らかに存在していない場合に限る。

注 2 : 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年厚生省告示第 192 号）

注 3 : 絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）平成 23 年 5 月環境省

注 4 : 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号

注 5 : 低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）平成 29 年 4 月 環境省